

令和4年3月16日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
財務経理部 財務経理課

競争の導入による公共サービス改革に関する法律（平成18年法律第51号）に
基づく民間競争入札に係る契約の締結について

国立研究開発法人国立・精神神経医療研究センターは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、「小型実験動物研究施設 実験動物飼育管理業務」について民間競争入札を実施し、次のとおり契約を締結しました。

1. 契約相手方の氏名若しくは名称

東京都目黒区東山一丁目2番7号 第44興和ビル
株式会社ジェー・エー・シー 代表取締役 松村 久美子

2. 契約金額

251,427,000円（税込）

※実施期間（令和4年4月から令和7年3月までの3年間）の総額

3. 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

本事業の内容

① 実験動物飼育管理

ア 概要

全ての飼育動物が健康かつ動物実験への使用において適切な状態に保たれることを目的とし、それぞれの動物種・系統特性を考慮した取扱い及び感染症の侵入と拡散の防止並びに封じ込め区域については実験的組換え体の拡散防止が確実かつ継続的に行われること。また同様に、委託対象に示される区域について、それぞれの清浄度設定に基づく清浄度維持のための作業を遂行すること。また下記の作業等について作業手順書等が定められている場合には、それに定められた作業手順に従うこと。

イ 飼育管理

A) 給餌及び給水（月曜日～金曜日/週5回）

B) ケージ及び床敷きの交換作業（月曜日～金曜日/週5回）

C) ケージ棚並びに飼育室内に設置された飼育関連設備・備品等の清掃及び消毒（月曜日～金曜日/週5回）

- D) 飼育区域の清掃及び消毒作業（月曜日～金曜日/週5回）
- E) 清浄器材の供給と使用済み器材の回収作業（月曜日～金曜日/週5回）
- F) 一般的健康状態及び疾患に関連する症状の有無等の確認（月曜日～金曜日/週5回）
- G) その他、適切な動物飼育に必要とされる作業等

ウ 飼育関連業務

- A) 飼育室内環境データ（温度・湿度など）の確認と記録及び記録の保管（月曜日～金曜日/週5回）
- B) 飼育動物の異常発見時における関係者への連絡
- C) 飼育関連器材（ケージ、着衣など）の洗浄、滅菌、消毒、保管、更新、廃棄等（月曜日～金曜日/週5回）
- D) 飼育区域以外の委託対象区域（廊下、更衣室、居室、倉庫など）の清掃、消毒等（月曜日～金曜日/週5回）
- E) 廃棄物・動物死体等の保管及び廃棄（月曜日～金曜日/週5回）
- F) 施設内飼育関連機器の異常に対応する修理等の連絡、手配、記録及び記録の保管
- G) 飼育管理業務に使用する設備機器類の点検、清掃、異常時の対応等
- H) その他、飼育関連業務に必要とされる作業等

エ 実験動物の搬入

- A) 飼育器材の準備及び搬入計画の立案
- B) 搬入時における実験動物の規格確認（週齢、性別、匹数、状態等の確認）（3回/週）
- C) 輸送用器材の搬入時点検（梱包及び形状における異常の有無）（3回/週）
- D) 輸送用器材の消毒作業
- E) 飼育室への搬送、搬入及びケージへの収容作業（3回/週）
- F) ケージ収容時における搬入内容確認及び外観検査による検疫作業（3回/週）
- G) 収容動物に関するラベルの記載と添付（3回/週）
- H) その他、実験動物の搬入に必要とされる作業等

② 飼育関連機器及び設備の保守・点検

ア 動物飼育に関連する全ての飼育関連機器及び設備等に対する、標準作業手順書及び取扱い説明書等に基づく、適切な保守・点検作業及び消耗品（劣化部品）等の交換作業を含むメンテナンス作業

イ 前項の作業等に必要な物品等の手配、保管

ウ その他、機器・設備等の保守及び機能維持に必要とされる作業等

エ 前項イ～ウにおける記録等の作成、保管及びそれらの関係部署への提出

③ その他、関連業務

ア 飼育ケージ数及び動物飼育数の定期調査、集計、記録、保管及び関連部署への連絡等。（1回/月）

イ 購入器材、飼料、薬品、備品、消耗品等の購買請求、在庫管理記録の作成と保管。

ウ 実験動物搬入申請書に関する事務処理等

- エ 飼育動物搬出届の管理及び保管
- オ 施設利用者入退館記録の管理及び保管
- カ 入荷動物の伝票との照合及び伝票類の保管
- キ 搬入（又は搬入予定）動物に関する検査成績書の入手及び保管
- ク 外部委託定期微生物検査の手配及び記録保管（4回/年）
- ケ その他消耗品・器材類の購買請求、受領、搬入及び保管
- コ 未使用又は保管器具、機材の点検業務
- サ 関連部署の求めによる施設管理に関する定例会議へ出席し、情報収集に努めること。（2回/月）ただし、やむを得ない事情がある場合には、管理者への事前報告をもって出席に替えることができる。

④ 報告等

- ア 業務の遂行に関する週報等の作業報告書並びに記録及び集計等を、別途定める内容に従い関連部署へ提出すること。週報については翌週に施設管理者に提出し、確認を受けること。
- イ 関連部署の要請がある場合、別途これらに対する記録や書面の提出等の対応を行うこと。
- ウ 契約者間で業務に関する定期的な情報交換を行うこと。
- エ 関連部署の求めに応じ、動物施設管理委員会等の会議に出席し、管理業務に関する報告を行うこと。（不定期開催/年数回）

⑤ 教育・研修等

- ア 作業者は、所内規程等により求められる施設の利用や運営に関わる教育、研修及び登録等について、管理者の定める形式により実施しなければならない。
（代表例：統括責任者が受講し、それを基に責任者補佐・技術員 A・B へ教育を行う）
- イ 作業者は本契約内容を遂行するために必要な社内教育・研修等を受けていること。
- ウ 作業者が受講等した社内教育・研修等に関する情報は関連部署の求めに応じて提出すること。

⑥ 緊急時の対応

- ア 動物の感染症の摘発時など隔離等の緊急対応を求められる状況においては、関連部署へ指示を求めるとともに、これらの指示に基づき対応を行うこと。
- イ 建屋、空調設備、その他関連する設備等の異常や事故等により、通常とは異なる緊急対応が必要とされる場合には、関連部署へ指示を求めるとともに、これらの指示及び指揮のもとに対応を行うこと。
- ウ 地震や火災などの自然災害等により通常とは異なる緊急対応が必要とされる場合には、所内に定める規則等に従い迅速な対応を行うとともに、引き続き関連部署の指揮・指示のもとで対応を行うこと。
- エ 人の感染症流行や自然災害等の緊急時における社内の対応・連絡等に関する管理体制を書面にて事前に通知すること。

⑦ その他

- ア 委託業務の実施が仕様書の内容に沿って適正に行われているかについて、内部監査をおこなない社内で検証を行うこと。また、検証の内容については関連部署に報告書を提出すること。

イ 外部業者と連携が必要な業務に関しては、関連部署の許可を得た上で、作業日程等の調整を行うことを可とする。

本業務の質

① 各業務において確保すべき水準

研究所が維持繁殖する小型動物およそマウス 4.5 万匹(最大)、ラット 660 匹(最大)について、次に整理する要求項目ア～エの水準を確保すること。

ア 全般

A) 受託者の重過失による小型動物の死亡事故がないこと。

イ 飼育管理業務

A) 全ての小型動物に対する健康観察及び給餌・給水を行うこと。

B) 新生仔、離乳仔などは特に注意深く観察を行い、飼育管理を行うこと。

ウ 健康管理業務

感染動物の取り扱いの際はマニュアルに沿った対応をすること。ただし、ヒトへの感染の恐れがある感染動物の取扱は本業務には含まない。

エ 衛生管理業務

A) 使用した飼育器材を適正に洗浄すること。

B) 飼育室内で使用する飼育関連物品、依頼物品を適正に滅菌又は消毒し搬入すること。

C) 休日を除き、全ての飼育室内清掃、消毒を行うこと。

② 業務従事者の確保

ア 委託業務に従事する業務従事者については、その氏名、年齢、履歴、取得資格、社内研修等の実績及びその他の資質等について、関連部署に事前に説明を行うこと。

イ 委託業務は、前項による届出のあった業務従事者をもって実施することを原則とするが、やむを得ない理由により業務の遂行に支障が出る（または支障の発生が予測される）場合は、速やかに代行者を充当する等の対応を執らなければならない。

③ 業務従事者の資質と目安となる人員

ア 業務従事者は施設及び飼育動物を適切に維持・管理できる実務能力を有し、又感染症発生等の緊急時にも適切な対応が可能な専門知識及び技術を有するものを含むものとする。すなわち業務従事者は下記 A)～D)に該当する者により構成されていること。

A) 統括責任者：飼育管理実務経験が 10 年以上でかつ管理責任者として 5 年以上の業務経験を有する者で、実験動物に関する法規法令等について一般的な知識を有する者。また、日本実験動物協会実験動物技術者 2 級以上の資格を有し、委託業務の遂行や作業員に対する指揮・指示を適切に行うことのできる総括者としてのマネジメント能力を有する者。

B) 責任者補佐：飼育管理実務経験が 5 年以上の者で、日本実験動物協会実験動物技術者 2 級以上の資格を有し、統括責任者の業務を補佐及び臨時に代行することができる者。

C) 技術員 A：飼育管理実務経験が 2～5 年の者で、日本実験動物協会実験動物技術者 2 級以上もしくは同程度の知識・能力を有し、統括責任者や責任者補佐の指示・指揮のもと、適切な

業務を遂行できる者。

D) 技術員B：実験動物飼育管理に関する基礎的知識・技術を有する飼育管理実務経験が半年以上の者で、統括責任者や責任者補佐の指示・指揮のもと、適切な業務を遂行できる者。実務経験が半年に満たない作業者を配置する場合は事前に関連部署に報告し、許可を得ること。

但し、上記技術員の指示・指揮のもと、清掃、消毒、洗浄業務等の定型的業務を適切に遂行できる者であれば、D)については非常勤勤務者も可とする。また、上記人員の中に第一種圧力容器主任者等を含むものとする。※ 仕様書人員配置参考例（表1）参照

④ 勤務計画

受託者は契約予定期間における勤務体制（勤務日、勤務時刻、勤務人員数など）について計画を立案し、関連部署の求めに応じて当該計画を閲覧可能とすること。なお、契約開始時は、契約締結後速やかに閲覧可能とすること。また、センターは、閲覧した勤務体制を保安管理上の目的以外に使用しない。

創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施に当たっては、次の観点から受託者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上(包括的な質の向上、効率化)とコスト削減に努めるものとする。

① 本業務の実施全般に対する提案

受託者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

② 従来の実施方法に対する改善提案

受託者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法を示すとともに、確保されるべきサービスの質が確保できる根拠等を提案すること。

③ コスト削減についての改善提案

受託者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。

業務受託に関する留意事項

① 基本的な留意事項

ア 受託者は、研究施設の用途・計画・規定等に対応し、動物福祉等に配慮した環境のもと、適正かつ経済的な業務を行うと同時に、業務の内容を十分に理解した上で、人の安全を第一に考えて業務を遂行すること。

イ 受託者は、火災、停電、断水その他の災害や不測の事態が発生した場合は、速やかにセンターに連絡するとともに、その事態の収拾に努めるなどの的確な措置を行うこと。

② 信用失墜行為の禁止

受託者は、センターの信用を失墜する行為をしてはならない。

③ 業務報告等

ア 業務計画に関する資料の提出

受託者は、業務計画に関する資料の提出をセンターより求められたときには速やかに提出する

こと。

イ 業務報告書の提出

受託者は、毎週の業務終了後、センターの指定した様式で作業エリア毎に業務週報を作成し、実施業務の内容の他、必要事項を記録すること。週報は翌週までにセンターに提出し、確認を得ること。なお、週報の作成費用はセンターの負担とする。

④ 関係書類の取扱い

受託者は、業務の仕様書及びその他全ての関係書類を、センターの許可なしに持ち出し、複写もしくは複製してはならない。また関係書類は、業務終了後は速やかにセンターに帰属すること。

⑤ 損害予防措置等

ア 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施に当たり、センター及び第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。危害又は損害を与えた場合、もしくはそのおそれのある場合には、受託者は直ちにセンターに報告すること。

イ 損害補償

A) 業務履行中に受託者が負傷もしくは死亡することがあっても、故意過失がある場合を除きセンターは一切の責めを負わない。

B) 受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責を負う。

C) 明らかに受託者の責で小型動物が負傷あるいは死亡した場合は、受託者は損害賠償の責を負う。

ウ 破損箇所に対する措置

受託者は、業務中に発見した委託業務に係わる飼育関連器材等の破損や、故障箇所について、状況は全て記録しセンターに速やかに報告する。なお、受託者の責により器物に損傷を与えたときは、ただちに、その原状回復を図り、その経費は受託者の負担とする。

⑥ 円滑的な業務の推進

受託者は、円滑に業務を推進すべく業務従事者同士もしくはセンターとの間において協調性を確保し、これを本事業実施期間中は保持する措置を講じなければならない。

⑦ 勤務体制

勤務体制については、受託者が作成した勤務計画に基づいて実施すること。

ア 勤務体制

契約期間中、完全週休2日制（土日休み）の管理体制をとること。ただし、火、水、木曜日が祝日となる場合は、センターの許可により休日とすることができる。なお、緊急時においては休日等を変更する必要があるため、連絡網を作成して緊急時に対応できる出勤体制を整えること。

イ 業務従事者の説明

受託者は、契約締結後速やかにその氏名、年齢、履歴、取得資格、社内研修等の実績及びその他の資質等について、関連部署に事前に説明を行うこと。また、変更があった場合も同様とする。

ウ 指導教育

受託者は、常に業務に関する教育及び訓練を実施し、実験動物に関わる者としての責務を認識

し、技能向上に努めること。

⑧ 守秘義務

受託者は、職務上知り得た知識・技術・情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、センターがその内容について許可した場合はその限りではない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

⑨ 緊急体制

ア 受託者は、本業務執行に当たり、火災、地震等の緊急事態が発生したときは、センターが定める方法により速やかに連絡をとること。また、緊急時対応マニュアルに沿って災害発生の初動措置を行うこと。

イ 受託者は、急病人、負傷者等の不測の事故が発生した場合、速やかにセンターに連絡をして救急車(119番)の要請を行い、一次対応を行うこと。

ウ 受託者は、飼育環境の異常や実験動物の逃走など不測の事態のときには、緊急時対応マニュアルに沿って措置を行い、直ちにセンターに連絡をすること。なお、人の安全を何よりも優先し、社会への影響を考慮した判断が行えるように日ごろから様々な事態について意識して業務にあたること。

エ 受託者はセンター及び小型実験動物管理施設の新型コロナウイルス感染防止対策に沿った行動を行うこと。

⑩ 費用負担区分

ア センターの負担

- A) 委託業務を遂行するために必要な光熱水費、内線電話
- B) 業務の履行に必要な機器、物品、消耗器材
- C) 作業着 (T シャツ、作業ズボン、靴下、サンダル等)

イ 受託者の負担

個人対応となる物品 (作業時に使用する眼鏡、ヘアゴム・ピン等)

⑪ 貸与品の管理

受託者は、センターから貸与された物品についてその管理及び使用を適正に行うこと。

⑫ 居室及び委託業務遂行上に必要な業務実施場所

居室及び委託業務遂行上に必要な業務実施場所は、センターが別に定める場所を貸与する。センターが受託者に対し場所の変更を提示したときには、受託者は速やかに対処すること。また、これらの場所は原則として本業務以外の用途に使用できないものとする。なお、これらの場所を受託者の都合により使用する場合には、別途、申請し許可を得るものとする。

⑬ 諸手続に関わる資料の提供

受託者は、業務遂行上、関係ある諸法令、条例及び規律を遵守するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出、手続等を遅滞なく処理するための資料等を作成し、センターに提供すること。

⑭ 受託者変更に伴う引継ぎ業務

契約の更改又は契約解除等により受託者に変更があった場合は、本件受託者は本件業務が引き続き円滑に遂行できるよう、次の受託者に対して適切な業務引継ぎを行うこと。なお、業務引継

ぎに要する費用は、受託者が負担するものとする。

⑮ 疑義の解釈

仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又は当該仕様書に定めのない事項については、センターと受託者の協議により定めるものとする。

⑯ 関係法令等の遵守徹底

本事業の遂行に当たっては、実験動物関連の諸法令、条例、センターの各種規程及び作業手順書等を遵守徹底するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出、手続等を遅滞なく処理するための資料等が必要な際は作成し、センターに提供すること。

⑰ 業務体制及び業務従事者の管理

ア 業務従事者の配置及び身分の明確化

受託者は、業務を遂行するために必要な知識、技術等を有する業務従事者の必要数を業務現場に配置すること。また、その業務体制に対し、センターより疑義があった場合は、速やかに対応すること。尚、センターが不適切と判断した業務従事者は、当施設での業務作業を行うことは出来ないこととする。また、センターは、上記必要条件を満たした作業従事者の確保・配置を受託者に要求することが出来ることとする。

イ 業務従事者の指導教育

受託者は、業務の実施に先立ってセンターが必要と判断した業務従事者に、指定された講習、オリエンテーション等(以下「研修」という。)を受けさせること。

ウ センターが行う業務研修

センターが実施する業務研修について、指定された方法で業務従事者を参加させること。

エ 業務従事者の健康管理

受託者は、労働安全衛生法第 66 条(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)に基づき、定期健康診断を実施するとともに、常に業務従事者の健康管理に留意し、業務従事者が伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものに罹患した場合は同省令で定めるところにより当該従事者を業務に従事させてはならない。なお、定期健康診断の実施状況を必ず関係部署に報告すること。

オ 業務従事者の連絡系統

受託者は、業務従事者の中から各種担当者等を選任し、受託者からの指示、指導、連絡等の確保を図らなければならない。各種担当者等が変更された場合には業務に支障が生じないように、遅滞なくその旨を関連部署に報告しなければならない。

⑱ 管理運営業務への参加

受託者は、センターが必要と認めた防災訓練、会議、その他管理運営上必要な業務に参加すること。

⑲ 調査報告及び業務改善策の提出

センターは、受託者の業務に関して調査し、又は受託者に報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができる。この場合、受託者は、直ちにこれに応じて速やかに業務改善策を作成、センターに提出するものとする。なお、受託者は、改善策の作成及び実施にあたり、センターに対して必要な助言、協力を求めることができる。

5) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は委託業務契約とする。

イ 研究所は委託業務契約に基づき受託者が実施する本業務について、適正に実施されていることを確認した上で、毎月末に取りまとめを行い、翌月 10 日までに請求書を受理する。特段の事情の無い限り、月末締め、翌々月末払いとする。なお、請負費用は、2022 年 4 月 1 日以降の本業務開始以降のサービス提供に対し支払われるものであり、受託者が行う引継ぎや準備行為等に対して、受託者に発生した費用は受託者の負担とする。

6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受託者に生じた合理的な増加費用及び損害は、1 から 3 に該当する場合にはセンターが負担し、それ以外の法令変更については受託者が負担する。

1 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

2 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3 上記 1 及び 2 のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

4. 実施期間に関する事項

委託契約の実施期間は、2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約内容には 2022 年 3 月 31 日までの引継ぎや準備行為、2025 年 4 月以降の次期受託者への引継ぎ等も含めるものとする。

5. 報告、秘密保持その他対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために落札者が講ずべき措置に関する事項

1) 受託者が報告すべき事項

① 報告等

ア 受託者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、仕様書に基づく報告書をセンターに提出すること。

A) 問合せ・苦情等対応状況(随時)

B) 業務報告書(週報)、配置実績(変更のあった場合)

② 調査

センターは、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第 26 条第 1 項に基づき、受託者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。立入検査をするセンター職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

③ 指示

センターは、本事業を適正かつ的確に実施させるために、必要があると認めるときは、受託者

に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託者は、本事業に関してセンターが開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、当該情報等を本事業以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

3) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

① 委託業務の開始及び中止

ア 委託業務の開始

受託者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

イ 本事業の中止

受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ、センターの承認を受けなければならない。

② 宣伝行為の禁止

ア 本事業の宣伝

受託者及び本事業に従事する者は、センターの名称やその一部を用い、本事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の 1 つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務がセンターの業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

イ 自らが行う事業の宣伝

受託者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

③ 法令の遵守

受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

④ 安全衛生

受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑤ 記録及び帳簿

受託者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より 5 年間保管しなければならない。

⑥ 権利の譲渡

受託者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑦ 権利義務の帰属等

ア 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権はセンターに帰属する。

イ 受託者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、センターの承認を受けなければならない。

⑧ 契約によらない自らの事業の禁止

受託者は、本事業を実施するに当たり、センターの許可を得ることなく自ら行う事業又はセンター以外の者との契約(センターとの契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑨ 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又はセンター以外の者との契約(本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑩ 再委託の取扱い

ア 再委託の合理性等

受託者は、本事業の実施に当たり、その全部または一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

イ 契約後の再委託

受託者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上でセンターの承認を受けなければならない。

ウ 再委託先からの報告

受託者は、上記により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

エ 再委託先の義務

再委託先は、上記8.2)及び3)②から⑧までに掲げる事項について、受託者と同様の義務を負うものとする。

オ 受託者の責任

再委託先の責めに帰すべき事由は、受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

⑪ 契約内容の変更

受託者及びセンターは、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けた上、法 21 条に定める手続きを経なければならない。

⑫ 契約の解除

センターは、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

イ 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった

とき。

エ 下請事業者先が暴力団員による不当な行為に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準じる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

オ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

⑬契約解除時の取扱い

ア 契約解除時の委託報酬の支払

上記⑫に該当し、この契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受託者に請求することができる。

イ 契約解除時の違約金と本事業の完了

ア に該当する場合、受託者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金としてセンターが指定する期日までに納付するとともに、センターとの協議に基づき、本事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

ウ 延滞金

センターは、受託者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

エ 損害賠償

センターは、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑭不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により委託事業の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑮契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者とセンターが協議するものとする。

6. 第三者に損害を加えた場合の落札者が追うべき責任に関する事項

1) 受託者に対する求償

センターが国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、センターは受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生についてセンターの責めに帰すべき理由が存する場合は、センターが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

2) センターに対する求償

受託者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生についてセンターの責めに帰すべき理由が存するときは、受託者はセンターに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額

を超える部分について求償することができる。

3) その他

受託者が本契約に違反したことによって、又は受託者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によってセンターに損害を与えたときは、受託者は、センターに対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

7. 対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

本業務は、契約相手方である株式会社ジェー・エー・シーが行う者である。

本業務の実施に当たっては、実施要項及び仕様書に基づいた業務を遂行し、質の確保については提案書に基づき適切に実施する。